

高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業

住所変更等の手引き

高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業の換地処分に伴い、事業区域内の町名と地番が換地処分公告日の翌日（令和4年7月30日）から変更になります。



高 根 沢 町



1. はじめに

皆さまがお住まいの「高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業」地区では、このたび区画整理事業が完了し、令和4年7月30日より、住所の町名と地番が変更となります。

この手引きでは、住所が変更となることによって、どのような手続きが必要になるかについて、ご案内いたします。

何かとお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目次

1. 皆様にお届けするもの	1
2. 新しい郵便番号	1
3. 新しい住所等の表示について	1
4. 選挙の投票所	2
5. 住所変更通知用はがき	2
6. 主な住所変更手続一覧表	3
(1) 皆様に手続していただくもの	
(2) 町その他行政側で書き換える公簿類	
(3) 手続に必要な証明書の発行について	
(4) その他の手続	
(5) 町から住所変更情報を提供する機関	
7. 不動産・商業・法人登記について	8
(1) 土地・建物などの不動産登記は	
(2) 商業登記・法人登記は	

1. 皆様にお届けするもの

送付するもの	説 明	送付を担当する課
住所変更通知書 (地区内にお住まいの世帯)	新しい住所への変更を通知します。(各世帯1通) (7月30日以降に送付予定)	町住民課 総合窓口係
住所変更証明書 (地区内にお住まいの方)	新しい住所を記載した「住所変更証明書」を送付します。(各人5通) (7月30日以降に送付予定)	028(675)8100
本籍変更通知書・本籍の表示変更証明書 (地区内に本籍のある方)	新しい本籍を記載した「本籍変更通知書」及び「本籍の表示変更証明書」を送付します。(各人各1通) (7月30日以降に送付予定)	町住民課 戸籍係 028(675)8100
住所変更通知用はがき (地区内にお住まいの方)	1世帯あたり50枚までお配りいたします。 切手は不要です。 (7月30日以降に送付予定) ※「5.住所変更通知用はがき」をご覧ください。	町住民課 総合窓口係 028(675)8100

所在地番変更証明書 (地区内に法人設立・設置届出のある法人)	新しい所在地番を記載した「所在地番変更証明書」を送付します。 (7月30日以降に送付予定) 所在地番変更証明書については、町名変更実施日以降、税務課で発行します。	町税務課 住民税係 028(675)8103
--	---	------------------------------

※ 中長期在留者の方

送付するもの	説 明	送付を担当する課
住居地届出書 (地区内にお住まいの外国人の方)	「住居地届出書」(各人1通)を送付します。 在留カードの住所変更の際に提出してください。 (7月30日以降に送付予定)	町住民課 総合窓口係 028(675)8100

2. 郵便番号(郵便番号の変更はありません)

宝積寺一丁目・二丁目 329-1233

3. 新しい住所等の表示について

いままでの大字表記や小字がなくなり、新町名となります。

変更前 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺〇〇番地〇

変更後 栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺一丁目〇〇番地〇

栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺二丁目〇〇番地〇

6. 主な住所変更手続一覧表

住所が変更になることに伴い、町や法務局などが職権で修正するものがありますが、皆様に住所変更の手続きを行っていただくものもあります。

住所変更に係る費用は原則無料です。

(1) 皆様に手続していただくもの

町名地番変更実施日以降、皆様ご自身で手続をお願いします。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘 要
自動車運転免許証の住所・本籍変更	さくら警察署 028 (682) 0110 又は運転免許センター 0289 (76) 0110	免許証 住所変更証明書	必要に応じて、更新、再交付、記載事項変更等の際に併せて届出をしてください。
自動車検査証の住所変更 二輪の小型自動車検査証の住所変更 (250 cc超) 軽二輪の届出済証の住所変更 (125 cc超 250 cc以下)	関東運輸局 栃木運輸支局 宇都宮市八千代 1-14-8 050 (5540) 2019	変更申請書 自動車検査証 (軽二輪は届出済証) 住所変更証明書 印鑑 (所有者及び使用者) 自賠責保険証明書	町名変更実施日以降、届出をしてください。 代理人による申請や所有者と使用者が異なる場合は、さらに必要な書類があります。 運輸支局にご確認ください。
軽自動車検査証の住所変更	軽自動車検査協会栃木事務所 宇都宮市西川田本町 1-2-37 050 (3816) 3107 (コールセンター)	住所変更依頼書 (窓口に常備しています。) 自動車検査証 住所変更証明書 受付時間 (平日) 8:45~11:45 13:00~16:00	町名変更実施日以降、届出をしてください。
不動産登記簿の所有者・債務者の住所変更 (詳細については P8 の (1) 土地・建物などの不動産登記をご覧ください)	宇都宮地方法務局 宇都宮市小幡二丁目 1 番地 11 号 028 (623) 6333	登記申請書 住所変更証明書 印鑑	期限はありませんが、換地処分に伴う登記完了後 (令和4年10月以降) に名義人の住所変更登記申請をしてください。 証明書の提出により登録免許税は非課税になります。
法人登記の本店、または支店の所在変更 (詳細については P9 の (2) 商業登記・法人登記をご覧ください)	本店及び支店を管轄する法務局	登記申請書 登録印 所在地番変更証明書	町名変更実施日以降、本店は2週間以内、支店は3週間以内に変更する必要がありますので、すみやかに変更登記申請をしてください。
法人登記の本店、または支店の役員の住所変更 (詳細については P9 の (2) 商業登記・法人登記をご覧ください)	本店及び支店を管轄する法務局	登記申請書 登録印 住所変更証明書	所在地番変更証明書・住所変更証明書の提出により登録免許税は非課税になります。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘 要
国民年金第2号被保険者の住所変更 (会社などにお勤めで厚生年金又は共済組合に加入されている方)	勤め先	勤め先にお問い合わせください。	町名変更実施日以降、すみやかに手続きしてください。
国民年金第3号被保険者の住所変更 (国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者となっている20歳以上60歳未満の方)	配偶者の勤め先	配偶者の勤め先にお問い合わせください。	町名変更実施日以降、すみやかに手続きしてください。
生活衛生関係 各種営業許可証の 営業施設の所在変更 営業者の住所変更	県北健康福祉センター 生活衛生課 0287(22)2364	許可証等 所在地番変更証明書 住所変更証明書 印鑑など	業種により必要書類が異なりますので、県北健康福祉センターにご確認ください。
医療機関・施術所の所在変更	県北健康福祉センター 総務企画課 0284(22)2257	所在地番変更証明書 住所変更証明書 印鑑など	業種により必要書類が異なりますので、県北健康福祉センターにご確認ください。
マイナンバーカードの住所変更	町住民課 総合窓口係 028(675)8100	マイナンバーカード	コンビニ交付サービス等が利用できませんので、町名変更実施日以降、すみやかにご本人もしくは同一世帯の方が手続きしてください。
写真付住民基本台帳カードの住所変更	町住民課 総合窓口係 028(675)8100	住民基本台帳カード	町名変更実施日以降、都合のよいときにご本人もしくは同一世帯の方が手続きしてください。
電子証明書(公的個人認証)の住所変更	町住民課 総合窓口係 028(675)8100	マイナンバーカード又は 住民基本台帳カード 本人確認書類	町名変更実施日以降、すみやかにご本人が手続きしてください。
在留カードの住所変更	町住民課 総合窓口係 028(675)8100	在留カード 住居地届出書	町名変更実施日以降、都合のよいときにご本人もしくは同一世帯の方が手続きしてください。
身体障害者手帳の住所変更 療育手帳の住所変更 精神障害者保健福祉手帳の住所変更	町健康福祉課 障害者係 028(675)8105	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者手帳 印鑑	町名変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しください。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘 要
特別児童扶養手当証書の住所変更	町健康福祉課 障害者係 028 (675) 8105	特別児童扶養手当証書 印鑑	町名変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しください。
自立支援医療費受給者証（精神通院医療）の住所変更	町健康福祉課 障害者係 028 (675) 8105	自立支援医療費受給者証 印鑑	町名変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しください。
児童扶養手当の住所変更	町教育委員会こども みらい課 養育支援係 028 (675) 6466	児童扶養手当証書 印鑑	町名変更実施日以降、おおむね2週間以内に手続きしてください。
特定医療費（指定難病）受給者の住所変更	矢板健康福祉センター 保健衛生課 0287 (44) 1297	特定医療費（指定難病）受給者証 住所変更証明書 印鑑	町名変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しください。
小児慢性特定疾患医療受給者証の住所変更	矢板健康福祉センター 保健衛生課 0287 (44) 1297	小児慢性特定疾患医療受給者証 住所変更証明書、印鑑	町名変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しください。
肝炎治療受給者証の住所変更	矢板健康福祉センター 保健衛生課 0287 (44) 1297	肝炎治療受給者証 住所変更証明書 印鑑	町名変更実施日以降、都合のよいときに窓口までお越しください。
学校（町内の小中学校を除く）、幼稚園・保育園（町内公立保育園を除く）、勤務先などへの住所変更届出 ※町内の小中学校、町内公立保育園、学童保育所への住所変更届出は不要です。			
金融機関の預金通帳や各種保険、証券などの住所変更届出			
NHK、東電、ガス会社への住所変更届出			
電話会社、インターネット接続会社、クレジット会社などへの住所変更届出			

※その他許可、免許類で法令により住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。

(2) 町その他行政側で書き換える公簿類 (皆様の手続は不要です)

公 簿 名	書き換え欄	説 明
住民基本台帳 (住民票) 印鑑登録原票 (印鑑証明) 選挙人名簿 国民健康保険資格台帳 遺児手当 更生医療受給者台帳	住所欄	町が新しい町名地番に書き換えます。
障害福祉サービス受給者台帳 地域生活支援事業利用者台帳 介護保険被保険者台帳 その他各種台帳	住所欄	町が新しい町名地番に書き換えます。
固定資産課税台帳	住所欄、 所在地欄	町が新しい町名地番に書き換えます。
戸籍簿 戸籍附票	本籍欄 住所欄	町が新しい町名地番に書き換えます。 (対象地番が複数ある場合、選択いただく場合があります。また、書き換え後の地番が存在しない場合や住所と統一されたい場合には、転籍届により変更していただく必要があります。)
土地登記簿及び建物登記簿	表題部	表題部の所在、地番等については町が申請し、法務局が書き換えます。登記名義人などの住所については所有者の申請があるまで変わりません。
町内の小中学校、町内公立保育園、学童保育所への住所変更届出		

※住所・本籍の表示は、「塩谷郡高根沢町宝積寺〇丁目〇〇番地〇」となります。

土地・建物などの不動産登記、商業登記・法人登記については、8ページをご覧ください。

(3) 手続に必要な証明書の発行について (無料)

※町から送付した証明書が足りない場合、申請により無料で交付します。

住所変更証明書 (個人の住所変更)	7月30日以降、町住民課窓口で発行しますので、印鑑と本人確認書類をご持参の上、申請してください。(住所変更は同一世帯の方、本籍変更は同一戸籍の方に限ります。)
本籍の表示変更証明書 (個人の本籍変更)	
所在地番変更証明書 (法人の住所変更)	7月30日以降、町税務課で発行しますので、申請される方の印鑑をご持参の上、申請してください。

(4) その他の手続 (皆様の手続は不要です。)

※下表のうち、新しい保険者証・資格者証等の郵送については、準備が整い次第順次発送させていただきます。

事 項	届出・問合せ先	摘 要
国民健康保険被保険者証 高齢受給者証 限度額適用認定証	町住民課 保険年金係 028 (675) 8141	新しい保険証などを自宅へ郵送しますので、手続は不要です。なお、限度額適用認定証については、発行されている方のみとなります。
後期高齢者医療被保険者証 限度額適用認定証	町住民課 保険年金係 028 (675) 8141	新しい保険証などを自宅へ郵送しますので、手続は不要です。なお、限度額適用認定証については、発行されている方のみとなります。
国民年金・厚生年金受給権者及び年金受給待機者の住所変更(60歳以上の方)	町住民課 保険年金係 028 (675) 8141	マイナンバーが収録されている方は、手続は不要です。
共済年金受給権者の住所変更(60歳以上の方)	各共済組合	住民票の変更情報が各共済組合に自動で報告・反映されるので、手続は不要です。
国民年金第1号被保険者の住所変更(原則として、国民年金に加入している方)	町住民課 保険年金係 028 (675) 8141	マイナンバーが収録されている方は、手続は不要です。
障害福祉サービス受給者証 地域生活支援事業利用者証 自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療) 重度心身障害者医療費受給資格者証	町健康福祉課 障害者係 028 (675) 8105	新しい受給者証を自宅へ郵送しますので、手続は不要です。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険利用者負担減額・免除認定証	町健康福祉課 高齢者・介護係 028 (675) 8105	新しい保険者証を自宅へ郵送しますので、手続は不要です。なお、負担割合証、利用負担減額・免除認定証については、発行されている方のみとなります。
犬の登録	町環境課 環境係 028 (675) 8109	町で一括して住所変更しますので、手続は不要です。
町営墓地 (宝積寺聖地公園・東高谷墓地)	町環境課 環境係 028 (675) 8109	町で一括して住所変更しますので、手続は不要です。換地処分の公告後に、変更後の永代使用許可証を郵送します。
上水道・下水道使用者の住所変更	町上下水道課 業務管理係 028 (675) 2449	町で一括して住所変更しますので、手続は不要です。
こども医療費受給資格者証 妊産婦医療費受給資格者証 ひとり親家庭医療費受給資格者証	町教育委員会こども みらい課 養育支援係 028 (675) 6466	新しい受給資格者証を自宅へ郵送しますので、手続は不要です。

事 項	届出・問合せ先	摘 要
図書館利用者カード	町生涯学習課 生涯学習係 028 (675) 3175	町で一括して住所変更しますので、手続は不要です。
デマンド交通システム利用登録	町地域安全課 地域安全係 028 (675) 8110	町で一括して住所変更しますので、手続は不要です。
農業者年金加入者の住所変更	農業委員会事務局 028 (675) 8108	農業委員会事務局で一括して住所変更し、農業者年金基金に報告しますので、手続は不要です。

(5) 町から住所変更情報を提供する機関（皆様の手続は不要です。）

機 関 名	提 供 理 由	備 考
郵便事業株式会社 (高根沢郵便局)	郵便物の誤配防止のため	郵便貯金や簡易保険に關しての住所変更は各自届出して下さい。
塩谷広域行政事務組合消防本部	緊急時又は防災上、必要があるため	
さくら警察署	緊急時又は防犯上、必要があるため	

※提供するものは、新町名及び地番の記載のみとし、お住まいの方の氏名・土地面積等の記載はありません。

7. 不動産・商業・法人登記について

(1) 土地・建物などの不動産登記は

土地登記・建物登記の表題部（所在・地番・地積等）は、法務局で変更されますが、登記名義人の住所変更は、登記名義人の申請に基づくものであるため町で書き換えはできませんので、所有者の方が変更手続をしてください。

- 1) 換地処分公告日の翌日（令和4年7月30日）から登記が完了するまでの期間、土地・建物の登記はできなくなります。
- 2) 所有権等の登記名義人の住所は、上記（1）の登記停止期間終了後（10月以降）に不動産を管轄する法務局で変更手続をしてください。
- 3) 変更登記申請は、後日発行の『住所変更証明書』（法人の場合は『所在地番変更証明書』）を添付すれば登録免許税が非課税となります。

各証明書が更に必要な場合は、令和4年7月30日以降に町役場住民課で『住所変更証明書』を、税務課で『所在地番変更証明書』の交付をいたしますので申し出てください。

(2) 商業登記・法人登記は

商業登記（会社関係）に登載の本店・支店及び役員の住所、あるいは法人登記（会社を除く法人）に登載の主たる事務所、従たる事務所および役員の住所については法務局へ変更登記を申請してください。

- 1) 商業登記・法人登記については、換地処分公告日の翌日（令和4年7月30日）から変更手続を行うことができます。
- 2) 変更登記期間は原則としてその登記の事由が発生したとき（換地処分公告日の翌日）から、本店の所在地においては2週間以内、支店の所在地においては3週間以内とされていますので、速やかに変更登記申請をしてください。
- 3) 変更登記申請は、後日発行の『住所変更証明書』（法人の場合は『所在地番変更証明書』）を添付すれば登録免許税が非課税となります。

各証明書が更に必要な場合は、令和4年7月30日以降に町役場住民課で『住所変更証明書』を、税務課で『所在地番変更証明書』の交付をいたしますので申し出てください。

◇不動産・商業・法人登記についてのお問合せ先

宇都宮地方法務局	電話028-623-6333（代表）
〒320-8515 宇都宮市小幡二丁目1番地11号（宇都宮地方法務合同庁舎1階）	

住所変更に関する問い合わせ先

高根沢町役場 都市整備課 区画整理係

電話028-675-8107

〒329-1292 塩谷郡高根沢町大字石末 2053